

沿岸荷役事業（４種限定）

港 湾 荷 役 料 金 表 (沿 岸 荷 役 料 金)

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品 目				金 額	
				接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入			
		空			
	パレタイズ貨物 バンバック バッグコンテナ プレスリング				
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)				
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)				
	包 装 品	袋 物			
ベール物					
カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト		雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)			
		機械類 (1 個当り 5 トン以上のもの)			
		青果類			
		冷凍品・冷蔵品		—	
有 資 貨 物	タ イ ヤ				
	巻取紙(内地産)				
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材 南洋材 北洋材	
			製 材		
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)				
	鋼 材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)			
		鋼 管(口径 12 インチ以上のもの)			
		コイル			
	石 材				
撤 貨 物	小 麦 肥料原料 鉍礦石(粉)				
	鉍礦石(塊) 特殊鉍礦石				
	砂 糖				

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 間 率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 割増

3. 割 引 料 金

割引料金は次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の %

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の %

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の %に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引します。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)						
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)						

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港時、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最 低 料 金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)						
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)						

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。
ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の 15 時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金。

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内(コンテナフレートステーションを含む)の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内(コンテナフレートステーションを含む)に拼付けるまでの作業。

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	
雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類 (1 個当り 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の 3 割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の 3 割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の 8 割とします。

10. 上屋保管料金

本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。

本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき単位円)

区分 貨物分類	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)	13	10
繊維原料類	58	44
青果	58	44
窯製品	70	58
その他の貨物	102	83

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料の料金とします。
3. 定温保管する貨物については、本料金の割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の割増とします。

1.1. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

1.2. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

1.3. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. そ の 他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。